

# 令和5年度 玉掛け技能講習

佐賀労働局長登録1-1  
有効期間満了日 令和6年3月30日

つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務には、玉掛け技能講習の修了者でなければ就業できません。

- ① 講習日 申込書のとおり  
② 講習会場 学科、実技とも：当協会講習場（小城市三日月町堀江1721 電話0952-37-8277）
- 2 定員 実技の1回目24名、2回目30名  
（定員になり次第締切り。但し5名に達しない時は中止する場合があります。）
- 3 講習科目の一部免除を受けることが出来る方は、次のいずれか一つの資格を有する方です。

○クレーン・デリック運転士免許(各限定免許)、○クレーン運転士免許、○移動式クレーン運転士免許、○デリック運転士免許、○揚貨装置運転士免許、○床上操作式クレーン運転技能講習修了、○小型移動式クレーン運転技能講習修了

（免除を受けたい方は、資格を証する修了証、免許証等の写しを申込書に添付のうえご提出ください。）

- 4 講習科目・時間・受講料 (×印は免除科目 ○印は受講科目) (休憩時間は講習時間の1時間毎に5分、昼休み時間45分)

講習科目	講習時間	① 3の科目の一部免除者	② 免除なし	日程	時間
クレーン等に関する知識	1	○	○	1 日 目	9:00
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3	×	○		5
クレーン等の玉掛けの方法	3	○	○		17:10
クレーン等の玉掛けの方法	4	○	○	2 日 目	9:00
関係法令	1	○	○		5
修了試験(学科)	1	○	○		16:10
クレーン等の玉掛け(実技)	6	○	○	3 日 目	9:00
クレーン等の運転のための合図(実技)	1	×	○		5
修了試験(実技)	玉掛け	○	○		17:30
	合図	×	○		
受講料	会 員 (テキスト等代金は無料)	20,350円	22,550円	※ 金額は税込	
	一 般 (テキスト等代1,650円含む)	22,000円	24,200円		

※科目の入替により、時間は変更する場合があります。

## 5 申込方法

次頁の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

### 【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ クレーン関係免許証か修了証の写（免除を受ける場合）
- ④ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し（詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください）

- (1) 持参の場合 当協会窓口にて「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合 現金書留封筒にて「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。  
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。

※ 前記③④は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

振込口座] 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から申し込み書を送付出来ます。 [佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278 Email kosyusakikyo@lib.bbq.jp



## 6 注意事項

- (1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。  
受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図、用意する物等の注意事項とともに  
お送りします。受講される方に必ず、お渡しください。
- (3) テキストは初日に配布します。 (4) 当日の申し込みは受理いたしません。